

事務局から提案されている「見直しの方向性」（改正案）

【ハイヤー・タクシー】（例外規定の条件等は略）

	項 目	現 行	改正案
日 勤	1か月の拘束時間	299H	288H
	1日の休息期間	8H	原則11H、週3回まで9H
	1日の拘束時間	13H（最大16H）	原則13H、週3回まで15H
	車庫待ち等の特例		
	1か月の拘束時間 1日の拘束時間	322Hまで延長可 24Hまで延長可	300Hまで延長可 24Hまで延長可
隔 日 勤 務	1か月の拘束時間	262H	262H
	2暦日の休息期間	20H	20H
	2暦日の拘束時間	21H	21H
	車庫待ち等の特例		
	1か月の拘束時間 2暦日の拘束時間	20Hを加えて延長可 24Hまで延長可	10Hを加えて延長可 24Hまで延長可
ハ イ ヤ ー	時間外労働 （努力規定）	1か月 50H、3か月140H、 1年間450H	月45H、年360H、 特別な事情がある場合は年 960H

【バ ス】（例外規定の条件等は略）

項 目	現 行	改正案
拘束時間	4週平均で1週65H 貸切・高速は労使協定で年 16週まで1週71.5Hに延長可	1か月：年3300Hを超えない範囲 で281H 4週平均1週：年3300Hを超えない 範囲で65H 貸切・高速は労使協定で年3400H を超えない範囲で年26週まで1週 67Hに延長可
1日の休息期間 1日の拘束時間	8H 13H（最大16H）、15H超は 週2回まで	原則11H、例外規定を別途設ける 休息期間と同様の考え方で設定
運転時間	2日平均9H 4週平均1週40H 貸切・高速は労使協定で年 16週まで2080Hを超えない範囲 で1週44Hに延長可	2日平均9H 4週平均1週40H 貸切・高速は労使協定で年16週 まで2080Hを超えない範囲で1週 44Hに延長可
連続運転時間	4H	4H ※高速道路の実車においては概 ね2Hまでとすると通達に記載